

第10回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 8 年 9 月 4 日（金曜）			午前 9 時 3 0 分 開会		
	休 憩 9：32-9：32		9：48-9：48		9：56-10：15 10：18-10：18	
	10：20-10：20		10：31-10：40			
	午前 10 時 4 8 分 閉会					
	休憩時間：0 時間 28 分			会議時間：0 時 50 分		
会 議 場 所		役場 3 階委員会室				
出 席 委 員 氏 名	委員長 木村 淳彦		委 員 伊藤 稔			
	副委員長 堀切 忠		委 員 菊池 秀明			
	委 員 正村紀美子		委 員 鈴木 健充			
	委 員 早苗 豊					
説 明 員						
参 考 人	芽室町農民連盟 白川 茂		(株)まちのミライ 佐藤 裕朗		(株)まちのミライ 川端 祐貴	
欠 席 委 員 氏 名						
事務局職員	議会事務局長 石田 哲		総務係長 竹川泰史		総務係主査 大石真澄	
『会議に付した事件と会議結果など』						
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。 2 議 件 (1) 審査事項 ア 陳情第 6 号 「米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書」の提出を求める陳情 資料 1 陳情の提出者（参考人）を招へいし、陳情の趣旨について説明を求め、その後、委員から質疑を行う。 ・委員長：委員から質疑を受ける。 ・堀切委員：輸入解禁となった場合の最大の懸念点はなにか。 ・参考人：シロシストセンチュウなどの病害虫の侵入である。 ・堀切委員：輪作体系を含めた芽室町農業への影響をどのように捉えているのか。 ・参考人：農作業には大型機械を導入している。機械に付着した土壌によって病害虫被害が拡大するリスクがあるため、大型機械を利用できなくなれば、ジャガイモだけでなく、すべての農作業、農作物に大きな影響がある。						

- ・堀切委員：植物検疫により、病虫害侵を防ぐことは可能か。
- ・参考人：侵入リスクをゼロにするのは不可能。一度侵入すれば産地が長期的な負担を負うことになる。
- ・堀切委員：馬鈴しょの安定供給を含め、食糧安全保障全体への影響はどのようなものが想定されるか。
- ・参考人：食料を外国に依存することは国民生活や生命を他国に左右される危険を伴うため、輸入依存のリスクを消費者にも広く理解してもらう必要がある。
- ・正村委員：輸入解禁にむけた情報が不足しているように思えるが、現場ではどのような不安や混乱があるのか。
- ・参考人：報道内容と国からの情報内容に乖離がある。どの情報が正しいのか、生産者も判断しにくい状況にある。
- ・正村委員：種苗管理センターへの支援で、優先すべき事項は何か。
- ・参考人：財源や人員が不足していると聞いている。まずは予算の確保が重要。また、ベテランから若手への技術継承も十分ではない可能性があり、その強化が必要。
- ・鈴木委員：輸入解禁へ向けての国の進め方について、どのようにとらえているか。
- ・参考人：6年前から動き始めていたとのことだが、現場にはその情報が伝わっていなかった。国の情報開示が不十分だと感じている
- ・委員長：ほかに質疑はないか。
(なし)
- ・委員長：参考人に対する質疑を終了とする。

- ・委員長：討論を行う。
- ・菊池委員：賛成の立場で討論する。
生食用の米国産馬鈴しょは、新たな病虫害の侵入リスクが懸念されるため、安全性が確認されない段階で輸入を解禁すべきではない。生産者への丁寧な説明と国内生産基盤の強化が必要であり、本陳情を採択すべきと考える。
- ・正村委員：賛成の立場で討論する。
馬鈴しょは、北海道・十勝の輪作体系と地域経済を支える基幹作物である。病虫害の侵入防止と健全な種子の安定確保により生産基盤を維持することは、食料安全保障につながるため、本陳情を採択すべきと考える。
- ・委員長：その他あるか。
(なし)
- ・委員長：以上で討論を終了する。採決を行う。採択すべきと考える方の挙手を求める。
(挙手全員)
- ・委員長：本陳情は採択すべきものと決定する。
- ・委員長：陳情第6号の陳情審査報告書を作成する。
- ・委員長：陳情第6号の陳情審査報告書朗読を副委員長にお願いする。
- ・堀切副委員長：陳情第6号の陳情審査報告書を朗読。
- ・委員長：陳情第6号の陳情審査報告書について、意見はあるか。
(意見なし)

- ・委員長：今後、軽微な修訂正等については正副一任としたい。異議ないか。
(異議なし)
- ・委員長：決定とする。
- ・委員長：意見書案については読み上げを省略し、記載のとおりとしてよろしいか。
(意見なし)
- ・委員長：今後、軽微な修訂正等については正副一任としたい。異議ないか。
(異議なし)
- ・委員長：陳情第 6 号の意見書をこのとおり決定する。
- ・委員長：以上で審査事項「ア 陳情第 6 号」を終了する。

イ 陳情第 7 号 「軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書」の提出を求める陳情 資料 2

陳情の提出者（参考人）を招へいし、陳情の趣旨について説明を求め、その後、委員から質疑を行う。

- ・委員長：委員から質疑を受ける。
- ・鈴木委員：免税制度が廃止された場合、どの程度の負担増となるのか。
- ・参考人：R6 実績で 90 万円、R7 実績で 9 4 万円の経費増となる。
- ・委員長：ほかにないか
(なし)
- ・委員長：参考人に対する質疑を終了する。
- ・委員長：討論を行う。討論はないか。
- ・堀切委員：賛成の立場で討論する。
免税軽油制度について調査、意見交換を行った結果、令和 9 年 3 月末での制度廃止は、長年本制度を活用してきた北海道・十勝の索道事業者の燃料費を増加させ、経営に大きな負担を与える。陳情の要旨及び経緯を踏まえ、その趣旨は妥当であり、採択すべきと考える。
- ・菊池委員：賛成の立場で討論する。
免税軽油制度は、スキー場の安定運営を支えてきた。制度廃止は事業者や地域経済に大きな影響を及ぼすため、観光、学校教育、雇用など多様な役割を将来にわたり維持する観点から、本陳情を採択すべきと考える。
- ・委員長：その他あるか。
(なし)
- ・委員長：以上で討論を終了する。採決を行う。採択すべきと考える方の挙手を求める。
(挙手全員)
- ・委員長：本陳情は採択すべきものと決定する。
- ・委員長：陳情第 7 号の陳情審査報告書を作成する。
- ・委員長：陳情第 7 号の陳情審査報告書朗読を副委員長にお願いする。

- ・堀切副委員長：陳情第7号の陳情審査報告書を朗読。
- ・委員長：陳情第7号の陳情審査報告書について、意見はあるか。
（意見なし）
- ・委員長：今後、軽微な修訂正等については正副一任としたい。異議ないか。
（異議なし）
- ・委員長：決定とする。
- ・委員長：意見書案については読み上げを省略し、記載のとおりとしてよろしいか。
（意見なし）
- ・委員長：今後、軽微な修訂正等については正副一任としたい。異議ないか。
（異議なし）
- ・委員長：陳情第7号の意見書をこのとおり決定する。
- ・委員長：以上で審査事項「イ 陳情第7号」を終了する。

3 その他

（1）次回委員会の開催日程について

正副委員長に一任

（2）その他

- ・委員長：団体との意見交換会のまとめについて協議したい。初めに、市街地町内会連合会との意見交換会のまとめについて、正副委員長（案）の説明を求める。
- ・堀切副委員長：その他資料1 説明
- ・委員長：ご意見はないか
（なし）
- ・委員長：軽微な修正については、正副委員長一任としたい。異議ないか。
（異議なし）
- ・委員長：異議なしと認め決定する。
- ・委員長：次に、芽室町農民連盟との意見交換会まとめについて、正副委員長（案）の説明を求める。
- ・堀切副委員長：その他資料2 説明
（なし）
- ・委員長：軽微な修正については、正副委員長一任としたい。異議ないか。
（異議なし）
- ・委員長：異議なしと認め決定する。
- ・委員長：その他について、各委員からないか。
 - ・（なし）
 - ・委員長：議長からないか。
 - ・（なし）
 - ・委員長：事務局からないか？

・(なし) 以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。								
傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	1名	合計	1名
令和8年9月4日 総務経済常任委員会委員長 木村 淳彦								
議長	副議長	局長	係長	主査	作成者氏名 大石 真澄			